第八条の表第六条の項、第八条の項及び第十三条第一項及び第十五条第一号の項中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改め、同表第十四条の項中「第七条第二項」を「第八条第二項」に改め、同表第十五条第三号の項中「第七条」を「第八条」に改め、同表第二十条の項中「第十二条の四第十二項」を「第十二条の五第十二項」に改め、同表を第九条とする。

第七条を第八条とする。

第六条第一項中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

三　申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の者である場合にあっては、申請者の役員又は構成員の構成が、試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第六条第三項第一号中「一般社団法人又は一般財団法人」を「法人」に改め、同項第五号イ中「第十二条の四第十五項」を「第十二条の五第十五項」に改め、同条を第七条とする。

第五条（見出しを含む。）中「第十二条の四第四項第三号」を「第十二条の五第四項第三号」に改め、同条第十号中「（平成二十四年法律第六十五号）」を削り、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（国家戦略特別区域小規模保育事業に関する技術的読替え等）

第五条　法第十二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十条第四項の規定の適用については、同項中「前条第二項」とあるのは、「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する前条第二項」とする。この場合において、同項の規定により法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する子ども・子育て支援法第二十九条第二項及び第五項から第七項までの規定を準用するときは、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十五条の規定は、適用しない。

第二項	満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満三歳未満保育認定子ども	特別利用地域型保育を受けようとする第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（以下この項及び第五項において「教育認定子ども」という。）に係る支給認定保護者又は特定利用地域型保育（特定満三歳以上保育認定地域型保育を除く。）を受けようとする満三歳以上保育認定子ども
	満三歳未満保育認定地域型保育を当該満三歳未満保育認定子ども	特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育（第五項において「特別利用地域型保育等」という。）を当該教育認定子ども又は当該満三歳以上保育認定子ども
第五項	満三歳未満保育認定子どもが	教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子どもが
	満三歳未満保育認定地域型保育	特別利用地域型保育等

	ときは、又は満三歳以上保育認定子どもが国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定満三歳以上保育認定地域型保育を受けたとき	
	当該満三歳未満保育認定子ども	当該教育認定子ども
	特定地域型保育事業者又は当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業者	特定地域型保育事業者
	費用又は当該特定満三歳以上保育認定地域型保育に要した費用	費用
第七項	第三項第一号	次条第二項第二号又は第三号

2　法第十二条の四第一項の場合における特定満三歳以上保育認定地域型保育（同条第四項の規定により読み替えて適用する子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育をいう。）に係る子ども・子育て支援法施行令第九条及び第十条の規定の適用については、同令第九条第一項第一号及び第十条第一項第一号中「十万四千円」とあるのは「十万千円」と、「十万二千四百円」とあるのは「九万九千四百円」と、同令第九条第一項第二号及び第十条第一項第二号中「八万円」とあるのは「七万七千円」と、「七万八千八百円」とあるのは「七万五千八百円」と、同令第九条第一項第三号及び第十条第一項第三号中「六万千円」とあるのは「五万八千円」と、「六万百円」とあるのは「五万七千百円」と、同令第九条第一項第四号及び第十条第一項第四号中「四万四千五百四円」とあるのは「四万千五百四円」と、「四万三千九百円」とあるのは「四万九百円」と、同令第九条第一項第五号及び第十条第一項第五号中「三万円」とあるのは「二万七千円」と、「二万九千六百円」とあるのは「二万六千六百円」と、同令第九条第一項第六号及び第十条第一項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「一万六千五百円」と、「一万九千三百円」とあるのは「一万六千三百円」と、同令第九条第一項第七号及び第十条第一項第七号中「九千円」とあるのは「六千円」と、同令第九条第二項及び第十条第二項中「二万九千六百円」とあるのは「二万六千六百円」と、「九千円」とあるのは「六千円」と、「一万九千五百円」とあるのは「一万六千五百円」と、「一万九千三百円」とあるのは「一万六千三百円」とする。

3　前項に規定するもののほか、法第十二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法施行令の規定の適用については、同令第十四条各号列記以外の部分（同令附則第十七条において引用する場合を含む。）中「及び第九条」とあるのは「、第九条（国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「特区法施行令」という。）第五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）、第十条（特区法施行令第五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）及び第十一条」と、同令第十四条の二第一項各号列記以外の部分（同令附則第十七条の二において引用する場合を含む。）中「及び第九条から前条まで」とあるのは「、第九条から第十三条まで及び前条（特区法施行令第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」と、同令第二十三条第三項第一号中「第十四条の二」とあるのは「第十四条の二（特区法施行令第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」とする。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第十一号中「第十二条の四第十五項」を「第十二条の五第十五項」に改める。

第七条第三項第四号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第五号イ中「第十二条の四第十五項」を「第十二条の五第十五項」に改め、同号ハ中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改める。

第十二条第二項第七号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第二十二条の五第二十一号中「第十二条の四第十五項」を「第十二条の五第十五項」に改める。

第二十二条の八第二号中「第十二条の四第七項」を「第十二条の五第七項」に改め、同条第三号中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改める。